

国立高度専門医療研究センターと国立病院機構等との比較について

	独立行政法人		国立大学法人
	国立高度専門医療研究センター(NC)	国立病院機構(NHO)	
根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)	独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)	国立大学法人法(平成15年法律第112号)
病院数	8	144	48
身分	非国家公務員	国家公務員(独立行政法人通則法第2条第2項)	非国家公務員
法人の長の任命	主務大臣が法人の長を任命		経営協議会の学外委員と教育研究評議会の代表者(各同数)からなる「学長選考会議」の選考による大学の申出に基づき、文部科学大臣が任命
中期目標	5年の目標期間で主務大臣が策定し、独法に指示		6年の目標期間で、文部科学大臣が大学の意見に配慮しつつ策定し、大学に提示
業務の範囲	<p>第十三条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>※ 6NCを代表して「国立がん研究センター」の業務範囲を掲載</p>	<p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 医療を提供すること。</p> <p>二 医療に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>三 医療に関する技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、機構に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。</p>	<p>第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。</p> <p>一 国立大学を設置し、これを運営すること。</p> <p>二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</p> <p>四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。</p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>

国立高度専門医療研究センターと国立病院機構等との比較について

		独立行政法人		国立大学法人
		国立高度専門医療研究センター(NC)	国立病院機構(NHO)	
財政措置	運営費交付金	「渡しきりの交付金」であり、用途の内訳は特定しないもの 1%の効率化		・教育研究経費等は1%の効率化 ・病院関係経費は2%の効率化
	施設整備費補助金	研究所等の不採算部門に対し補助		
外部資金獲得状況	競争的資金	109億2,512万円	23億2,316万円 ※1	—
	治研・共同研究・受託	54億7,716万円	49億2,900万円 ※1	
	寄付金	2億2,389万円	7億1,083万円 ※2	
英論文数		1543本(平成23年) ※Web of Scienceで検索できる論文	1881本(平成23年度) ※1	—
特許出願数 (平成22年度)		143件	6件 ※1	—
紹介率・逆紹介率 (平成23年度)		紹介率76.2%、逆紹介率45.8% ※6NCの平均	紹介率60.4%、逆紹介率48.3% ※国立病院144病院の平均	—
情報公開 (平成23年度)	HPアクセス件数	18万件/日、558万件/月、6,702万件/年 ※6NCの総計		—
	市民公開講座等 ※3	(開催種別数)90件(延参加者数)約15,500名 ※6NCの総計		—

※1 業務実績評価シートより出典

※2 平成23年度財務諸表より出典

※3 「市民公開講座等」とは、各NCにおいて、主として一般市民を対象とした研修等と判断されたもの。

同種の「市民公開講座等」は、開催種別数を1件として集計している。